

第4章 史跡の本質的価値と構成要素

第1節 史跡の本質的価値

本史跡を適切に管理し、活用するためには、その本質的な価値を定める必要があります。そこで、本質的な価値として以下の3つを挙げます。

①中山道は、歴史ある主要街道の一つである

中山道は、江戸時代の五街道のひとつであり、東海道等と並んで江戸と京都を結ぶ主要街道でした。人の往来だけではなく、多くの文物も交流していました。

また皇女和宮に代表されるように著名な人物の通行や、地域の人々が本史跡にどのように関わったのかを示す史料も多く残されています（歴史性に富んでいます）。

②大きな改変が加えられておらず、良好な状態をとどめている

瑞浪市域の中山道は瑞浪市北部の山間地域を通行していることから、アスファルト舗装がなされていない往時の地道や石畳が残されており、4対の一里塚などの道路遺構や多数の石造物なども良好な状態をとどめています。

江戸時代の絵図等と現況を比較しても、その保存状態の良さを確認することができます。（※往時の景観などに関連する古文献などについては巻末の資料編に掲載しています）

③地域の人たちによって、現在に至っても街道として機能し続けている

中山道は、江戸時代から地域の人たちにより維持・管理されてきました。**近代以降は主として行政により管理されましたが、現在も地域の人達が維持・管理に協力し、現在も主要な生活道路のみならず**ウォーキング等にも活用されて多くの人々に親しまれています。

第2節 史跡を構成する要素の分類

本中山道は道路や一里塚、石仏など様々な要素によって構成されており、周辺地域にも古い建造物や景観など、中山道の歴史などを理解するために重要な要素が残されています。史跡の適切な保存・活用を行うためには、これら史跡の構成要素などを抽出して整理するとともに、その位置や文化財的価値などを明らかにしておく必要があります。

そこで構成する要素を整理するにあたり、まず2つに整理します。

史跡の構成要素 ＝ 本史跡の指定区域内に存在する要素

史跡指定範囲外の関連する諸要素 ＝ 史跡指定範囲外に存在する要素のうち、史跡の理解などに資する要素

また、「史跡の構成要素」を以下の**2つ**に分類します。

A 本質的価値を有する諸要素

B 本質的価値を有する諸要素以外の諸要素

さらに、「B：本質的価値を有する諸要素以外の諸要素」を以下の3つに細分します。

- B-1 歴史的価値を有する諸要素
- B-2 保存・活用に資する諸要素
- B-3 調整が必要な諸要素

加えて、「史跡指定範囲外の関連する諸要素」を以下の2つに細分します。

- C-1 歴史性・景観に関連する諸要素
- C-2 保存・活用に資する諸要素

このように分類することで、史跡中山道を構成する要素を、より正確に把握することができます。以下に、この分類をまとめた表を掲載します。



※これら諸要素の保存・活に関わる活動（人々の営み）についても、本質的価値を支えるものとして尊重する。

図 4-1 史跡中山道を構成する諸要素および史跡周辺地域における諸要素の分類

以上の分類を踏まえ、史跡を構成する要素を具体的に以下の図・表にまとめました。